

○伯耆町奨学金返還支援助成金交付要綱

令和8年3月23日

告示第36号

(趣旨)

第1条 この告示は、伯耆町奨学金返還支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付要綱（平成27年9月1日付第201500077531号鳥取県商工労働部長通知。以下「県要綱」という。）及び伯耆町補助金等交付規則（平成17年伯耆町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の定義は、県要綱で使用する用語の例による。

(交付目的)

第3条 助成金は、人材不足が著しい県内の特定業種又は一般業種（以下、「対象業種等」という。）に就職又は就業する大学等在学学生及び既卒者が借り入れた日本学生支援機構等の奨学金の返還額の一部を助成することにより、若者の人材確保及び伯耆町への移住定住促進を図ることを目的とする。

(助成金の交付)

第4条 助成金は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、予算の範囲内において交付する。

- (1) 県要綱第13条の規定による交付決定を受けた者
- (2) 伯耆町内に住所を有する者
- (3) 町税（伯耆町税条例（平成17年伯耆町条例第54号）第3条に規定する町税をいう。）を滞納していない者

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表第1に基づき決定する。

2 助成金の算定基準となる奨学金総額（以下「算定基準額」という。）は、県要綱第5条に規定する鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の交付申請時に返還していない奨学金（利子は除く。）とする。

なお、助成期間中に、県内の特定業種から県内の一般業種に転職（勤務していた事業所を退職し、新たに別の事業所に正規雇用により就職又は就業することをいう。以下同じ。）した場合、転職した日の属する年度以降の助成金額は、特定業種により算出された金額の

2分の1とする。

3 県要綱第13条に規定する交付決定後に奨学金の一部又は全部が返還免除になった場合の助成金の額は、当該免除額を算定基準額から除いて算出した額とする。

4 各年度の助成金の上限額は、別表第1に基づく助成金の額を助成対象期間の年数で除した額又は、各年度の前年度返還額から県要綱による各年度の助成金等を差し引いた額のいずれか少ない方を上限とする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は県内の事業所等に正規雇用により就職又は就業した日を起点として、当該日の属する年度から起算して8年度目の年度の末日までとし、事業所等に勤務している期間とする。

(交付の申請等)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成対象期間中の県要綱第16条の規定による助成金の支払を受ける年度の7月31日までに伯耆町奨学金返還支援助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 在職証明書(交付申請時)(様式第2号)

(2) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの及び奨学金の返還明細書の写し

(3) 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金支給対象者認定通知書及び交付決定通知書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 町長は、前条の申請等があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、助成金の交付の可否及び助成金の交付額を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の可否及び助成金の交付額を決定したときは、伯耆町奨学金返還支援助成金(変更)交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更等)

第9条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに伯耆町奨学金返還支援助成金交付変更申請書(様式第4号)により町長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

(各年度報告の時期)

第10条 交付決定者は、各年度（第12条の実績報告に係る年度を除く。）の翌年度の9月30日までに伯耆町奨学金返還支援助成金状況報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書（状況報告時）（様式第6号）
- (2) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの
- (3) 報告年度の鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の交付額が分かるもの
- (4) 奨学金返還免除通知の写し（該当者のみ）（一度提出した場合は以降の提出は不要）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(助成金の請求及び支払)

第11条 交付決定者は、助成金の交付を請求しようとするときは、伯耆町奨学金返還支援助成金交付請求書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 各年度（次条の実績報告に係る年度を除く。）の助成金の支払は、原則、前条の報告を受けた後行うものとする。なお、各年度の助成金の支払額は、前条の報告をした者へ伯耆町奨学金返還支援助成金支払（交付額確定）通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 次条の実績報告に係る年度の助成金の支払いは、原則、次条の報告を受けた後、行うものとする。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第19条の規定による報告は、助成対象期間終了年度の翌年度の9月30日までに伯耆町奨学金返還支援助成金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書（状況報告時）（様式第6号）
- (2) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの
- (3) 報告年度の鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の交付額がわかるもの
- (4) その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて調査等を行い、奨学金の返還が決定内容等に従って履行されていると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、前条の報告をした者に伯耆町奨学金返還支援助成金支払（交付額確定）通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(責務)

第14条 交付決定者は、県内に就職又は就業した日から起算して8年を経過する日まで町内に居住し、県内対象業種等に就業を継続していなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(1) 通算して3年以内の転勤による町外転出期間（以下「参入転出期間」という。）があるとき。ただし、参入転出期間は助成対象期間には含まない。（転勤である旨は、在職証明書等によって提出を求める。）

(2) 自然災害等やむを得ないと認められるとき。（罹災証明等の提出を求める。）

(助成金の返還等)

第15条 町長は、助成金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第21条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、規則第24条の規定により、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 助成金の收受及び使用について、規則及びこの告示の規定に従わないとき。

(2) 第10条に規定する伯耆町奨学金返還支援助成金状況報告の期日を超過したとき。

(3) 第10条に規定する伯耆町奨学金返還支援助成金状況報告を複数年度にわたり行わなかったとき。

(4) 事業所等に就職又は就業をした日から8年を経過する日の前日までに自己都合により離職又は町外に転出したとき。（離職した日より1年以内に県内の対象業種等に就職又は就業したとき又は通算して3年以内の転勤による町外転出の場合は除く。）

(5) 前条の責務に反することが明らかになったとき。

2 自然災害等やむを得ないと認められる場合を除き、前項第2号に該当する場合は当該年度の交付決定を取り消すとともに、前項第3号に該当する場合は交付決定の全部を取り消すものとする。

3 第1項第4号及び同項第5号により交付決定を取り消す場合は、別表第2第1欄の区分に応じ、同表第2欄に掲げる期間を交付決定の取消しの対象期間から除くものとする。

4 町長は、交付決定を取り消したときは次の様式により通知するものとする。

(1) 助成金の返還が生じない場合 様式第10号

(2) 助成金の返還が生じる場合 様式第11号

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

（1）特定業種

区分	助成金の額
1 無利子のみの奨学金の貸与を受けた者	貸与を受けていた無利子の奨学金算定基準額（大学等の在学時に無利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。）に2分の1を乗じて得た額（助成対象期間が8年に満たない場合は、当該得た額に助成対象期間（年）を乗じて8年で除した額）
2 有利子のみの奨学金の貸与を受けた者	貸与を受けていた有利子の奨学金の算定基準額（大学等の在学時に有利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。）に4分の1を乗じて得た額（助成対象期間が8年に満たない場合は、当該得た額に助成対象期間（年）を乗じて8年で除した額）
3 無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けた者	1の区分により算定して得た額。ただし、1の区分の算定基準額が限度額に達しないときは、同区分の限度額から同区分の算定基準額を差し引いた額を2の区分の限度額として、2の区分により算定して得た額を1の区分により算定して得た額に加えた額

（2）一般業種

区分	助成金の額
1 無利子のみの奨学金の貸与を受けた者	貸与を受けていた無利子の奨学金算定基準額（大学等の在学時に無利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。）に4分の1を乗じて得た額（助成対象期間が8年に満たない場合は、当該得た額に助成対象期間（年）を乗じて8年で除した額）
2 有利子のみの奨学金の貸与を受けた者	貸与を受けていた有利子の奨学金の算定基準額（大学等の在学時に有利子のみの奨学金の貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。）に8分

	の1を乗じて得た額（助成対象期間が8年に満たない場合は、当該得た額に助成対象期間（年）を乗じて8年で除した額）
3 無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けた者	1の区分により算定して得た額。ただし、1の区分の算定基準額が限度額に達しないときは、同区分の限度額から同区分の算定基準額を差し引いた額を2の区分の限度額として、2の区分により算定して得た額を1の区分により算定して得た額に加えた額

別表第2（第15条関係）

区分	交付決定の取消し対象期間から除く期間
就職又は就業した日から離職した日までの期間（以下「就職又は就業期間」という。）が4年以上6年未満の場合	4年間 （助成対象期間が8年に満たない場合は、当該期間に助成対象期間（年）を乗じて8年で除した期間）
就職又は就業期間が6年以上8年未満の場合	6年間 （助成対象期間が8年に満たない場合は、当該期間に助成対象期間（年）を乗じて8年で除した期間）